（在カザフスタン共和国日本国大使館からカザフスタン共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.MD－142／27

口上書

在カザフスタン共和国日本国大使館は、カザフスタン共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、二千十七年一月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　カザフスタン共和国の国民であって、カザフスタン共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し在本邦カザフスタン共和国大使館の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該カザフスタン共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　カザフスタン共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するカザフスタン共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、カザフスタン共和国における任務の間、査証を取得することなくカザフスタン共和国に入国し、通過し、滞在し、及び出国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するカザフスタン共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するカザフスタン共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくカザフスタン共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、カザフスタン共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

カザフスタン共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてカザフスタン共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年十一月七日にアスタナで

（カザフスタン共和国外務省から在カザフスタン共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.22－2／10037

口上書

カザフスタン共和国外務省は、在カザフスタン共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、カザフスタン共和国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、二千十七年一月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し在カザフスタン共和国日本国大使館の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でカザフスタン共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、カザフスタン共和国における任務の間、査証を取得することなくカザフスタン共和国に入国し、通過し、滞在し、及び出国することができる。

2　(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的でカザフスタン共和国に入国することを希望するものは、最長九十日間滞在することができる一次査証及びそれぞれの入国につき最長百二十日間滞在することができる一年間有効の数次査証の発給を要請するカザフスタン共和国外務省宛ての在カザフスタン共和国日本国大使館の口上書に基づき滞在を延長する権利を有しつつ、三十日を超えない期間査証を取得することなくカザフスタン共和国に入国し、通過し、滞在し、及び出国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってカザフスタン共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、カザフスタン共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するカザフスタン共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　カザフスタン共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　カザフスタン共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくカザフスタン共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　カザフスタン共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

カザフスタン共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在カザフスタン共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年十一月七日にアスタナで

○外務省告示第三号

平成二十八年十一月二十八日及び同年十一月三十日にアピアで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がサモア独立国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十九年一月四日から実施された。

平成二十九年一月四日

外務大臣　岸田　文雄

（在サモア日本国大使館からサモア独立国外務貿易省宛ての口上書）

（訳文）

No.55／16

口上書

在サモア日本国大使館は、サモア独立国外務貿易省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十七年一月四日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　サモア独立国の国民であって、サモア独立国首相・内閣省出入国管理庁が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し当該サモア独立国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　サモア独立国首相・内閣省出入国管理庁が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するサモア独立国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するサモア独立国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するサモア独立国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにサモア独立国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるサモア独立国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、サモア独立国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在サモア日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてサモア独立国外務貿易省に向かって敬意を表する。

二千十六年十一月二十八日にアピアで

（サモア独立国外務貿易省から在サモア日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.16／620

口上書

サモア独立国外務貿易省は、在サモア日本国大使館に敬意を表するとともに、サモア独立国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十七年一月四日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の